

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

多可町長

市町村名 (市町村コード)	兵庫県多可郡多可町 (283657)	
地域名 (地域内農業集落名)	加美区 (熊野部集落)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和5年12月26日 (第2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・高齢化と農地の担い手不足から、今後耕作放棄田が出る可能性がある。これによって農地が荒れ住環境の悪化が懸念される。

・集落外耕作者等による農地の畔の管理が不十分となり、雑草が繁茂し側溝に枯れ葉がたまるなど、住環境の悪化が起こる可能性があるため遊休農地や農地周辺に生息するセイタカアワダチソウを定期的に駆除している。

・集落内農地の8割程度が区画整理を実施しており、比較的緩やかな傾斜の農地が多く日当たりも良い。しかしながら、農業水利に問題があり、ポンプや井堰の老朽化、また溝尻においては降雨量によって用水の確保に苦慮する農地が少なくない。あわせて、農家の6割程度が70才以上の高齢者で今後の農業経営の継続が難しい。

・集落の営農組合については、現在10人のメンバーで稲作のほか、黒大豆、ごまの栽培をしている。収穫された作物は集落内での販売やJAみのりに出荷している。

・近隣集落から認定農家(個人3名、法人2社)が集落内で耕作をしているが、離農者の増加と効率的な農業をふまえ集約化についても所有者に理解を得ながら検討していく必要がある。

【集落の基礎データ】

・農家軒数 41軒(集落営農1組織)
・主な作物 水稲(うるち米・酒造好適米)、黒大豆、ゴマ、麦

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稲・黒大豆・ゴマの作付を中心に営農組合が主体となって、地域の農業を展開していく。特に黒大豆やゴマについては収量増加・品質向上のため、更なる栽培技術の確立を目指す。他に集落外の認定農業者等により、水稲・大豆・麦の作付を行い団地化を図りながら経営農地の集約化を目指す。今後耕作を継続できない農家の農業機械を営農組合で管理・共有することで有効に活用し効率的な農業経営を目指す。

農地周辺の草刈りや水路掃除、獣害防止柵は、これまで通り多面的機能支払交付金を活用し集落内の関係団体(水利組合)が中心となって保全管理を進めるとともに、特に水路を中心に修繕を進めていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	35.5 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	35.5 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0.0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・営農組合及び周辺集落の認定農業者・新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を図る。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・農地の地権者の理解を得て、耕作者との合意により農地中間管理機構を積極的に活用する
(3)基盤整備事業への取組方針
・用水路の経年劣化により、特に水田の水口部分からの漏水が見られ、耕作に支障をきたしている。多面的機能支払交付金事業を活用し農業基盤の改善を引き続き図る。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・町やJAみのりと連携し、地域内外から多様な経営体を募集し、栽培技術や営農組合が保有する農業用機械のレンタルなどの支援を行う。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・水稲作付農地の集団防除・刈取り等、効率的な農作業をJAみのりに委託する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①鳥獣被害防除対策は、集落内の水利組合が主体となり鹿柵等の有効な対策を図るとともに多面的機能直接支払交付金を活用して点検や補修等を実施する。
- ⑦多面的機能支払交付金を活用して保全・管理を引き続き実施し、耕作放棄地の発生を防ぐため営農組合が担い手として預かり管理する。